

決算委員会

委員一覧 (30名)

委員長	佐藤	信秋 (自民)	越智	俊之 (自民)	羽田	次郎 (立憲)
理事	滝波	宏文 (自民)	加田	裕之 (自民)	三上	えり (立憲)
理事	三宅	伸吾 (自民)	佐藤	啓 (自民)	上田	勇 (公明)
理事	和田	政宗 (自民)	進藤	金日子 (自民)	高橋	光男 (公明)
理事	野田	国義 (立憲)	比嘉	奈津美 (自民)	三浦	信祐 (公明)
理事	石川	博崇 (公明)	宮崎	雅夫 (自民)	石井	苗子 (維新)
理事	柴田	巧 (維新)	森屋	宏 (自民)	柳ヶ瀬	裕文 (維新)
	生稻	晃子 (自民)	山田	太郎 (自民)	竹詰	仁 (民主)
	今井	絵理子 (自民)	鬼木	誠 (立憲)	芳賀	道也 (民主)
	岩本	剛人 (自民)	高木	真理 (立憲)	吉良	よし子 (共産)
						(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第211回国会における本委員会付託案件は、令和三年度決算外2件（第210回国会提出）、令和三年度予備費関係8件（第208回国会提出）である。

審査の結果、令和三年度決算外2件はいずれも是認すべきものと議決した。また、令和三年度予備費関係8件はいずれも承諾を与えるべきものと議決した。

〔令和三年度決算の審査〕

令和三年度決算外2件は、第210回国会の令和4年11月18日に提出され、今国会の令和5年1月24日の本会議において概要報告及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、同日の委員会において鈴木財務大臣から概要説明を聴取し、4月3日に岸田内閣総理大臣を始め全大臣出席の下、全般質疑を行った。その後、省庁別審査を計6回行った。

なお、4月3日の委員会において、1月23日に岸田内閣総理大臣から議長に対し文書により報告された令和二年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置に関して、令和2年度決算審査措置要求決議について政府の講じた措置と併せて、鈴木財務大臣から説明を聴取した。令和二年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置は、内閣に対する警告と対比して示すと、次のとおりである。

内閣に対する警告	政府が講じた措置
(1) 国土交通省の建設工事受注動態統計調査において、所定の期限後に提出された過去分の調査票が同省の指示により書き換えられたことなどにより、平成25年4月以降の一部の受注高が二重に計上されている	(1) 建設工事受注動態統計調査における二重計上については、本統計調査の遡及改定を行うとともに、GDPの算出に用いられる建設総合統計等における本不適切事案による影響を令和4年8月に公表したと

た事態が明らかとなり、また、31年1月に実施された政府統計の一斉点検では事態の発見に至らず、政策立案の根拠となる統計の信頼性が著しく損なわれたことは、極めて遺憾である。 政府は、毎月勤労統計調査の不適切事案の発生以降、再発防止策を進める中で、統計制度の根幹を揺るがす事態が再び発生し、その発見及び対応が遅れたことを重く受け止め、建設工事受注動態統計調査の不適切事案が、GDPなど他の統計等に与えた影響を究明し、同統計調査が適正に遡及改定されるよう必要な対策を講じるとともに、政府統計全体に対する信頼を確保するため、不適切事案の徹底した検証と再発防止のほか、全ての基幹統計及び一般統計を対象とした政府統計の改善施策に取り組み、必要に応じて人員を増やすなど統計行政体制の強化を図るべきである。	ころである。 また、基幹統計の集計プロセスの点検等を行い、体制強化やデジタル化等の再発防止策を含む改善施策を示した「公的統計の総合的な品質向上に向けて」を統計委員会建議としてとりまとめたところであり、本建議で提案された各対策を適切に実行し、政府統計全体に対する信頼の確保に取り組んでまいり所存である。
(2) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴うマスクの品薄状態に対処するための布製マスク配布事業によって生じた大量の在庫について、有効活用されないまま9億円を超える保管費用が発生していることに加え、実際の在庫枚数が計算上の在庫枚数よりも約53万枚少ないことが判明したにもかかわらず、必要な記録が残されておらず原因究明ができないことは、遺憾である。 政府は、布製マスク配布事業における不適切な在庫管理により在庫枚数の差異が発生し、国に損失を与えた可能性が否定できない事態を生じさせたにもかかわらず、国会からの指摘があるまで明らかにしなかったことを真摯に反省し、緊急的に実施する事業であっても必要な記録を残すことを含め作業の進捗管理を徹底すべきである。	(2) 布製マスク配布事業における不適切な在庫管理については、受注者において物品の在庫管理を行う事業の実施に当たり、緊急的に実施する事業であっても、在庫に関する記録を残すとともに、国の職員において在庫管理の状況を確認することにより、作業の進捗管理を徹底するよう周知したところである。 引き続き、受注者において物品の在庫管理を行う事業の適切な実施に努めてまいり所存である。

(3)新型コロナウイルス感染症拡大に伴い多くの事業者が苦しい経済状況にある中で、経済産業省の職員2名が、虚偽の申請書類により持続化給付金400万円及び家賃支援給付金約1,150万円を不正に受給する詐欺行為を行い、懲戒免職処分とされた上、有罪判決を下されたことは、極めて遺憾である。 政府は、経済産業省職員が所管の制度を悪用したことは、給付金制度や不正受給対策を実施する同省に対する信用を失墜させ、国家公務員に対する国民の信頼を損なう事態であることを重く受け止め、二度と同様の事態が生じないように再発防止に万全を期すとともに、職員一人一人が服務規律を遵守し、高い倫理観を持って業務に取り組むよう組織風土を改善し、信頼回復を図るべきである。	(3)経済産業省職員による給付金詐欺事件については、二度とこのような事態が生じないように、全職員を対象とした服務規律の徹底を図る研修を実施するなど、再発防止策を講じたところである。 引き続き、職員一人一人が服務規律を遵守し、高い倫理観を持って業務に取り組むよう不断の努力を行ってまいり所存である。
(4)国土交通省の建築工事費調査について、令和3年1月から従来の都道府県経由ではなく同省が直接実施する方法に変更したことに伴い、調査票の配布が計画より大幅に遅れていることが明らかとなり、また、建設工事受注動態統計調査に係る不適切処理問題を受け、組織内の情報共有等の課題が指摘されている中で、同省において1年以上この事態が改善されなかったことは、遺憾である。 政府は、公的統計の信頼回復が急務となっている中、不適切な事態が繰り返されていることを重く受け止め、国土交通省において早急に業務体制を立て直し、自ら原因究明及び組織体質の抜本的な改善を図るなど実効性のある再発防止策を講じるべきである。	(4)建築工事費調査に係る調査票配布の遅延については、建設工事受注動態統計調査に係る不適切処理問題も含めた原因究明を行い、業務体制の立て直しを含む再発防止策として「国土交通省統計改革プラン」を令和4年8月にとりまとめ、所管統計の企画立案及び品質改善を担う体制の立ち上げ等の組織体制の強化等に取り組んでいるところであり、併せて統計プロセスの合理化・効率化を進めるなど、統計調査に係る不適切処理の再発防止に万全を期すとともに、公的統計の信頼回復に努めてまいり所存である。 なお、令和3年分の建築工事費調査については、調査票配布が計画より遅延したことから、提出期限を延長して実施し、その結果を当初の計画どおり令和4年9月に公表したところである。

(5) 飛行中の航空機に地上からの距離等の情報を電波によって与えるタカン装置について、海上自衛隊が管理する硫黄島飛行場の既設装置を新設装置へ換装する計画に係る検討が不十分で、既設装置等が障害物となり、令和元年9月の初度飛行点検において電波障害が発生して不合格と判定され、2年以上運用できない状況となっていたことは、遺憾である。 政府は、新設タカン装置等が既設装置等を撤去しなければ所期の計画どおり運用できない事態となったことを重く受け止め、装置の換装計画はもとより、他の機材についても今般の事態を教訓として問題点の共有及び教育を徹底し、十分な検討を行った上で計画が立案されるよう再発防止に万全を期すべきである。	(5) 新設タカン装置等の換装計画に係る検討が不十分で運用できない事態については、令和4年2月より同装置等の運用は開始したところであるが、所期の計画どおり運用できない事態となったことを踏まえ、装置類の調達等を実施する場合には、関係部署間で綿密に連携し十分な検討をした上で、計画を立案するとともに関係職員への教育を行うよう関係部署に対して通知したところである。 引き続き、本通知の周知徹底や必要に応じた指導により、再発防止に努めてまいる所存である。
(6) 航空自衛隊のT4中等練習機等で使用するため既存の救命無線機の後継機として調達した新無線機について、調達要求事項の検討が不十分で、着水後正常に機能しない可能性があり、また、寸法が既存の無線機より大きく適切に収納できず、平成29、30両年度に調達した515個のうち496個が運用に支障が生じるおそれがあるとして、使用されていないことは、遺憾である。 政府は、搭乗員の生命・安全を守るための重要な装備品である救命無線機について、収納方法等を十分に理解、確認せずに2か年度調達し、大多数が使用できない状況となっていることを重く受け止め、収納方法等を改善した上で早期に使用するとともに、装備品の調達に関する確認体制を強化するなど再発防止に徹底的に取り組むべきである。	(6) T4中等練習機等で使用するための救命無線機の不適切な調達については、使用されていなかったもののうち、一部については、令和5年8月より順次使用を開始するべく取組を行っているところであり、残りについても、令和6年度より使用を開始するべく取組を行っているところである。 また、調達に関する確認体制の強化については、航空自衛隊において、調達関係部署への周知などしているところである。 引き続き、救命無線機の全数の早期使用開始及び再発防止に努めてまいる所存である。

その後、5月22日には鈴木財務大臣及び質疑者要求大臣の出席による准総括質疑、6月12日には岸田内閣総理大臣を始め全大臣出席の下、締めくくり総括質疑を行った。令和三年度決算審査における質疑の主な項目は、防衛力強化や少子化対策などの政策課題における財源の在り方、新型コロナウイルス感染症対策の執行状況に係る検証の必要性、効果が発現していない政府開発援助（ODA）事業を改善する必要性、裁判所における事件記録の適切な管理及び保存の必要性などである。

6月12日の質疑終局の後、委員長より、令和三年度決算についての4項目から成る内閣に対する警告案及び13項目から成る令和三年度決算審査措置要求決議案が示された。

討論の後、採決の結果、令和三年度決算は多数をもって是認すべきものと、内閣に対する警告案は全会一致をもって警告すべきものと議決した。内閣に対し警告する事項は、①送迎用バスの置き去り事案を繰り返さないための対策の徹底について、②名古屋刑務所の刑務官による不適正処遇事案について、③東京オリンピック・パラリンピック競技大会の不透明な運営について、④防衛省・自衛隊におけるハラスメントの根絶についてである。

次に、令和三年度決算審査措置要求決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定した。措置要求決議の内容は、①新型コロナウイルス感染症対策関連予算の執行状況等に係る国民への情報提供について、②新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の不適切な執行等について、③里親制度、特別養子縁組制度等に係る予算の効果的な執行について、④マイナンバーカードを利用したサービスにおける相次ぐ個人情報漏えい事案について、⑤刑事施設の改修工事等における繰越予算の不適切な執行について、⑥効果が発現していない政府開発援助（ODA）事業について、⑦特別会計予備費の低調な使用実績を踏まえた予算計上の在り方について、⑧家庭学習のためのモバイルWi-Fiルータ等の低調な使用状況について、⑨多額の国費等を投じた三菱スペースジェットの開発中止について、⑩農業農村整備事業等における公共測量手続の低調な実施状況について、⑪公共事業の効率・効果性及び実施過程の透明性の向上について、⑫陸自新システム用に借り上げた端末等の不十分な使用状況について、⑬特別保存に付すべき事件記録の廃棄についてである。

次に、令和三年度国有財産増減及び現在額総計算書は多数をもって是認すべきものと決定し、次いで令和三年度国有財産無償貸付状況総計算書は多数をもって是認すべきものと決定した。

〔令和三年度予備費の審査〕

令和三年度予備費関係8件のうち、令和三年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）、令和三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）、令和三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）、令和三年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）は令和4年3月18日、令和三年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）、令和三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）、令和三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）、令和三年度

特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２）は令和４年５月20日、いずれも第208回国会に提出された。今国会の令和５年４月13日に衆議院から受領した後、５月19日に本委員会に付託され、５月22日、鈴木財務大臣から概要説明を聴取し、決算外２件と一括して質疑を行った。

５月22日に討論を行った後、採決の結果、令和三年度予備費関係８件はいずれも多数をもって承諾を与えるべきものと議決した。

〔国政調査〕

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、令和５年１月24日、４月５日及び５月22日、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件について、１月24日及び４月５日、会計検査院法第30条の２の規定に基づく報告に関する件について、森田会計検査院長からそれぞれ説明を聴取した。

また、６月12日、国会法第105条の規定に基づき、会計検査院に対し検査要請を行うことを決定した。要請した項目は、①新型コロナウイルス感染症拡大に伴う旅行振興策の実施状況等について、②官民ファンドにおける業務運営の状況についてである。

（２）委員会経過

○令和５年１月24日（火）（第１回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。
- 令和三年度一般会計歳入歳出決算、令和三年度特別会計歳入歳出決算、令和三年度国税収納金整理資金受払計算書、令和三年度政府関係機関決算書
令和三年度国有財産増減及び現在額総計算書
令和三年度国有財産無償貸付状況総計算書
以上３件について鈴木財務大臣から説明を聴いた後、会計検査院の検査報告について森田会計検査院長から説明を聴いた。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件及び会計検査院法第30条の２の規定に基づく報告に関する件について森田会計検査院長から説明を聴いた。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和三年度決算外２件の審査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。

○令和５年４月３日（月）（第２回）

— 全般質疑 —

- 理事の補欠選任を行った。
- 令和三年度決算外２件について岸田内閣総理大臣、林外務大臣、加藤厚生労働大臣、小倉内閣府特命担当大臣、斉藤国土交通大臣、松本総務大臣、谷國務大臣、鈴木國務大臣、河野デジタル大臣、永岡文部科学大臣、松野内閣官房長官、西村環境大臣、西村経済産業大臣、野村農林水産大臣、岡田國務大臣、浜田防衛大臣、後藤國務大臣、齋藤法務大臣、政府参考人及び参考人日本放送協会会長稲葉延雄君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

和田政宗君（自民）、※三宅伸吾君（自民）、※山田太郎君（自民）、野田国義君（立憲）、※羽田次郎君（立憲）、安江伸夫君（公明）、※上田勇君（公明）、柴田巧君（維新）、※石井苗子君（維新）、浜口誠君（民主）、吉良よし子君（共産） ※関連質疑

- 令和三年度決算外 2 件に関し、令和二年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置及び令和 2 年度決算審査措置要求決議について政府の講じた措置について鈴木財務大臣から説明を聞いた。

○令和 5 年 4 月 5 日（水）（第 3 回）

― 省庁別審査 ―

- 令和三年度決算外 2 件中、国会、会計検査院、復興庁、総務省及び環境省関係について渡辺復興大臣、松本総務大臣、西村環境大臣、秋野財務副大臣、和田内閣府副大臣、森田会計検査院長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

佐藤啓君（自民）、岩本剛人君（自民）、鬼木誠君（立憲）、高木真理君（立憲）、若松謙維君（公明）、宮崎勝君（公明）、串田誠一君（維新）、青島健太君（維新）、竹詰仁君（民主）、田村智子君（共産）

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件及び会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について森田会計検査院長から説明を聞いた。

○令和 5 年 4 月 10 日（月）（第 4 回）

― 省庁別審査 ―

- 令和三年度決算外 2 件中、皇室費、内閣、内閣府本府、デジタル庁、警察庁、消費者庁及び沖縄振興開発金融公庫関係について谷国務大臣、小倉内閣府特命担当大臣、高市国務大臣、松野内閣官房長官、岡田国務大臣、河野国務大臣、後藤国務大臣、畦元厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

加田裕之君（自民）、森屋宏君（自民）、野田国義君（立憲）、高木真理君（立憲）、上田勇君（公明）、平木大作君（公明）、高木かおり君（維新）、柴田巧君（維新）、浜口誠君（民主）、吉良よし子君（共産）

○令和 5 年 4 月 17 日（月）（第 5 回）

― 省庁別審査 ―

- 令和三年度決算外 2 件中、文部科学省、農林水産省及び国土交通省関係について野村農林水産大臣、永岡文部科学大臣、斉藤国土交通大臣、政府参考人及び参考人独立行政法人日本スポーツ振興センター理事大西啓介君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

進藤金日子君（自民）、今井絵理子君（自民）、羽田次郎君（立憲）、三上えり君（立憲）、串田誠一君（維新）、石井苗子君（維新）、芳賀道也君（民主）、山下芳生君（共産）、上田勇君（公明）、三浦信祐君（公明）

○令和 5 年 4 月 24 日（月）（第 6 回）

― 省庁別審査 ―

- 令和三年度決算外 2 件中、外務省、防衛省及び独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門関係について林外務大臣、浜田防衛大臣、秋野財務副大臣、秋本外務大臣政務官、政府参考人、会計検査

院当局及び参考人独立行政法人国際協力機構理事宮崎桂君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

和田政宗君（自民）、宮崎雅夫君（自民）、羽田次郎君（立憲）、三上えり君（立憲）、高橋光男君（公明）、三浦信祐君（公明）、音喜多駿君（維新）、金子道仁君（維新）、芳賀道也君（民主）、吉良よし子君（共産）

○令和５年５月10日（水）（第７回）

― 省庁別審査 ―

- 令和３年度決算外２件中、財務省、経済産業省、金融庁、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行関係について鈴木国務大臣、西村経済産業大臣、宮本財務大臣政務官、山中原子力規制委員会委員長、政府参考人、参考人日本銀行総裁植田和男君、同銀行理事清水誠一君及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構理事長山名元君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

三宅伸吾君（自民）、越智俊之君（自民）、野田国義君（立憲）、鬼木誠君（立憲）、新妻秀規君（公明）、塩田博昭君（公明）、梅村聡君（維新）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、竹詰仁君（民主）、紙智子君（共産）

○令和５年５月15日（月）（第８回）

― 省庁別審査 ―

- 令和３年度決算外２件中、裁判所、法務省及び厚生労働省関係について齋藤法務大臣、加藤厚生労働大臣、秋野財務副大臣、自見内閣府大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山田太郎君（自民）、比嘉奈津美君（自民）、川田龍平君（立憲）、高木真理君（立憲）、高橋光男君（公明）、上田勇君（公明）、音喜多駿君（維新）、東徹君（維新）、伊藤孝恵君（民主）、仁比聡平君（共産）

○令和５年５月22日（月）（第９回）

― 准総括質疑 ―

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和３年度予備費関係８件の審査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。
- 令和３年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（第208回国会提出）（衆議院送付）
令和３年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（第208回国会提出）（衆議院送付）
令和３年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（第208回国会提出）（衆議院送付）
令和３年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）（第208回国会提出）（衆議院送付）
令和３年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（第208回国会提出）（衆議院送付）
令和３年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（第208回国会提出）（衆議院送付）
令和３年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（第208回国会提出）

(衆議院送付)

令和三年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(第208回国会提出)(衆議院送付)

以上8件について鈴木財務大臣から説明を聴いた。

- 令和三年度決算外2件及び予備費関係8件について林外務大臣、西村経済産業大臣、松本総務大臣、永岡文部科学大臣、浜田防衛大臣、谷国家公安委員会委員長、河野国務大臣、齋藤法務大臣、鈴木国務大臣、加藤厚生労働大臣、松野内閣官房長官、斉藤国土交通大臣、高市内閣府特命担当大臣、後藤内閣府特命担当大臣、野村農林水産大臣、秋野財務副大臣、里見経済産業大臣政務官、森田会計検査院長、山中原子力規制委員会委員長、政府参考人、参考人日本放送協会会長稲葉延雄君及び同協会専務理事山名啓雄君に対し質疑を行い、

令和三年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(第208回国会提出)(衆議院送付)

令和三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(第208回国会提出)(衆議院送付)

令和三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(第208回国会提出)(衆議院送付)

令和三年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(第208回国会提出)(衆議院送付)

令和三年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(第208回国会提出)(衆議院送付)

令和三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(第208回国会提出)(衆議院送付)

令和三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(第208回国会提出)(衆議院送付)

令和三年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(第208回国会提出)(衆議院送付)

以上8件について討論の後、いずれも承諾を与えるべきものと議決した。

[質疑者]

和田政宗君(自民)、三宅伸吾君(自民)、鬼木誠君(立憲)、三上えり君(立憲)、野田国義君(立憲)、三浦信祐君(公明)、石川博崇君(公明)、松沢成文君(維新)、柳ヶ瀬裕文君(維新)、芳賀道也君(民主)、田村智子君(共産)

(令和三年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1))

賛成会派 自民、公明

反対会派 立憲、維新、民主、共産

(令和三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1))

賛成会派 自民、公明、共産

反対会派 立憲、維新、民主

(令和三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1))

賛成会派 自民、立憲、公明

反対会派 維新、民主、共産

(令和三年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経

費増額調書（その１））

賛成会派 自民、立憲、公明、共産

反対会派 維新、民主

（令和三年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２））

賛成会派 自民、公明

反対会派 立憲、維新、民主、共産

（令和三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２））

賛成会派 自民、公明

反対会派 立憲、維新、民主、共産

（令和三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２））

賛成会派 自民、立憲、公明

反対会派 維新、民主、共産

（令和三年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２））

賛成会派 自民、立憲、公明、共産

反対会派 維新、民主

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件について森田会計検査院長から説明を聞いた。

○令和５年６月12日（月）（第10回）

― 締めくくり総括質疑 ―

- 令和三年度決算外２件について岸田内閣総理大臣、野村農林水産大臣、西村環境大臣、加藤厚生労働大臣、鈴木財務大臣、河野デジタル大臣、小倉内閣府特命担当大臣、永岡文部科学大臣、浜田防衛大臣、秋野財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、

令和三年度一般会計歳入歳出決算、令和三年度特別会計歳入歳出決算、令和三年度国税収納金整理資金受払計算書、令和三年度政府関係機関決算書を議決し、令和３年度決算審査措置要求決議を行い、

令和三年度国有財産増減及び現在額総計算書及び令和三年度国有財産無償貸付状況総計算書をいずれも是認すべきものと議決した後、

鈴木財務大臣、松本総務大臣、齋藤法務大臣、林外務大臣、永岡文部科学大臣、加藤厚生労働大臣、野村農林水産大臣、西村経済産業大臣、斉藤国土交通大臣、浜田防衛大臣、河野デジタル大臣、小倉内閣府特命担当大臣、後藤国務大臣、岡田内閣府特命担当大臣及び最高裁判所当局から発言があった。

〔質疑者〕

佐藤信秋君（委員長質疑）、進藤金日子君（自民）、※比嘉奈津美君（自民）、小沼巧君（立憲）、新妻秀規君（公明）、猪瀬直樹君（維新）、上田清司君（民主）、田村智子君（共産）

※関連質疑

（令和三年度一般会計歳入歳出決算、令和三年度特別会計歳入歳出決算、令和三年度国税収納金整理資金受払計算書、令和三年度政府関係機関決算書）

賛成会派 自民、公明

反対会派 立憲、維新、民主、共産

（内閣に対する警告）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 なし

(令和3年度決算審査措置要求決議)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 なし

(令和三年度国有財産増減及び現在額総計算書)

賛成会派 自民、公明

反対会派 立憲、維新、民主、共産

(令和三年度国有財産無償貸付状況総計算書)

賛成会派 自民、立憲、公明、共産

反対会派 維新、民主

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査及びその結果の報告を求めることを決定した。

○令和5年6月21日(水) (第11回)

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 委員会決議

—令和3年度決算審査措置要求決議—

内閣及び最高裁判所は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

1 新型コロナウイルス感染症対策関連予算の執行状況等に係る国民への情報提供について

令和元年度から3年度までの新型コロナウイルス感染症対策に関連する各種事業（コロナ関連事業）1,529事業のうち予算の執行が区分管理されていた1,367事業を会計検査院が検査したところ、3か年度の予算総額は94兆4,920億円で、そのうち3年度から4年度への繰越額は13兆3,254億円、3か年度の不用額は4兆6,744億円と多額になっていること、決算だけでは最終的にコロナ関連事業に充てられなかった補助金等の余剰額を把握できないこと、各府省等のコロナ関連事業の繰越額及び不用額については特段公表すべき基準等がなく、コロナ関連事業と分かる形で公表されていないことなどが明らかとなった。

政府は、国民の理解と協力を得つつ新型コロナウイルス感染症に関連する対策を進めていくため、コロナ関連事業に係る予算の執行状況を示す基本的な情報である支出済額、繰越額及び不用額並びに補助金等の余剰額について国民に対して広く分かりやすく情報提供すべきである。

2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の不適切な執行等について

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るために創設され、地域の実情に合わせて必要な事業であれば、原則として使途に制限はないとされている。会計検査院が検査したところ、商品券等の未換金相当額等や信用保証料の補助等事業における過払分返金額が滞留していること、公的機関の水道料金等の減免額に交付金が充当されていること、交付金事業の効果検証が実施されておらず、検証結果が公表されていないことなどが明らかとなった。

政府は、地方公共団体にとって自由度の高い制度であることに鑑み、事後の効果検証が重要であることを改めて認識し、地方公共団体に対し事業実施後速やかに交付金の使途や効果の検証結果を公表するよう促すとともに、余剰資金の滞留等の不適切な状況の改善に取り組むべきである。

3 里親制度、特別養子縁組制度等に係る予算の効果的な執行について

政府は、平成28年改正児童福祉法の理念の下、3歳未満の里親等委託率を令和6年度末までに75%とするなどの目標を掲げている。しかし、3年度末時点での里親等委託率は全国平均23.5%と低調であり、地方公共団体間の格差が最小8.6%から最大59.3%と大きくなっているにもかかわらず、児童相談所の業務量との因果関係等の分析を行っていないなど、里親等委託率の向上のための取組が十分に行われていないことが明らかとなった。

政府は、地方公共団体の取組を確実に支援し、里親等委託率が低調な要因を分析した上で、里親制度や特別養子縁組制度等に係る予算が効果的に執行されるよう適切な措置を講じるべきである。

4 マイナンバーカードを利用したサービスにおける相次ぐ個人情報漏えい事案について

令和3年10月から本格運用が開始されたマイナンバーカードの健康保険証利用において、保険者が加入者データを誤ってオンライン資格確認等システムに登録したことにより別人の薬剤情報等が閲覧される事案や、5年3月以降、マイナンバーカードを利用した証明書交付サービスにおいて、システムの不具合により別人の住民票等が誤って発行される事案が判明し、個人情報が漏えいしたことが明らかとなった。

政府は、個人情報を取り扱うシステムの信頼性に関わる重大な問題が相次いで発生していることを重く受け止め、マイナンバーカードを利用したサービスに対する国民の不安を払拭するため、デジタル庁及び関係省庁における連携を強化し、再発防止に万全を期すべきである。

5 刑事施設の改修工事等における繰越予算の不適切な執行について

全国の刑事施設は、毎年度、被収容者等に必要な処遇等を行う施設の改修工事等を実施しており、工期の見直しなどの理由から多額の施設整備費等が翌年度に繰り越されている。平成29年度から令和2年度までに22刑事施設が繰越手続を行った明許繰越しのうち339事項を会計検査院が検査したところ、21刑事施設の99事項について、繰越しの承認を受けた事項の内容と異なる事務・事業に繰越予算を充てて実施していたことが明らかとなった。

政府は、平成23年度決算検査報告の意見表示を受けて歳出予算の繰越しに係る事後検証の仕組みを導入するなどしたにもかかわらず、同様の事態が繰り返されたことを重く受け止め、老朽施設の建替え等に当たっては、費用対効果等を踏まえて計画時点で十分な検討を行うとともに、繰越制度の趣旨に沿った適切な予算執行を徹底すべきである。

6 効果が発現していない政府開発援助（ODA）事業について

政府開発援助（ODA）事業について、会計検査院が検査したところ、トルコの小学校改修計画において、大使館が事業実施機関に対して事業完了後の利用状況等の確認を行っておらず、児童数の減少を理由に改修後の小学校が閉鎖されていたり、フィリピンの給水システム整備計画において、大使館が事業実施機関に対して水量を回復できていない原因を究明させるなどの働きかけを十分に行っておらず、多くの給水スタンドから水が出ていない状況となるなどして、事業の効果が十分に発現していないことが明らかとなった。

政府は、事業実施機関に早急な改善を働きかけた上で、再発防止策を講じるとともに、同様の指摘が繰り返されることのないよう、ODA事業を実施している全在外公館に対し、事業実施機関を通じた事業の進捗状況及び事業実施後の利用状況の適切な把握並びに課題が生じた場合の改善措置の実施を徹底させるべきである。

7 特別会計予備費の低調な使用実績を踏まえた予算計上の在り方について

一般会計と同様に特別会計の予算においても予備費を計上することができ、令和3年度は13ある特別会計のうち11の特別会計において予備費が計上されている。特別会計予備費の補正後予算額は、近年、総額で8,000億円程度に上っているものの、平成26年度から30年度の使用実績は全くなく、令和元年度から3年度も数百億円にとどまっており、使用実績が低調となっている。

政府は、予備費の性格を踏まえた上で、各特別会計における予備費について、それぞれの設置目的や事業規模、使用実績等を踏まえた適切な予算計上を行うべきである。

8 家庭学習のためのモバイルWi-Fiルータ等の低調な使用状況について

文部科学省は、都道府県及び市町村（事業主体）に対し、新型コロナウイルス感染症による学校の臨時休業時等も児童生徒が学習を継続できるよう、経済的にインターネット環境を整えられない家庭に貸与するモバイルWi-Fiルータ等（ルータ）の購入費を補助している。会計検査院が検査したところ、令和2年度及び3年度に21都道府県の278事業主体が整備したルータ22万2,892台のうち、納品から1年以上経過した17万8,325台の6割を超える11万3,315台が一度も使用されていないこと、8万181台が今後の使用見込みがないことなどが明らかとなった。

政府は、ルータの使用状況が低調となった要因や家庭学習以外における活用方法等に関する調査結果を踏まえ、具体的な有効活用策を事業主体に周知徹底することにより、国費で整備された多数のルータが死蔵されている不適切な状況を早急に改善すべきである。

9 多額の国費等を投じた三菱スペースジェットの開発中止について

三菱重工業株式会社が開発を進めた国産ジェット旅客機「三菱スペースジェット」について、経済産業省及び文部科学省による研究開発支援や国土交通省による型式証明の審査など、多額の国費や人的資源を投じたにもかかわらず、令和5年2月に開発中止となった。

政府は、国家プロジェクトとして取り組んだ国産ジェット旅客機の商業運航という目的を達成できなかったことを重く受け止め、開発により得られた成果や知見の活用を進めるとともに、開発中止に至った原因等を徹底的に検証・総括し、将来の航空機産業の在り方を再検討すべきである。

10 農業農村整備事業等における公共測量手続の低調な実施状況について

公共測量は、その測量成果を以後の基準として使用することなどによりコスト縮減等の効果があるとされ、測量法等において、公共測量を計画する事業主体（測量計画機関）は、国土地理院に計画書及び測量成果を提出するなどの手続を行わなければならないとされている。令和元年度及び2年度に農業農村整備事業等において実施した公共測量に該当する測量について、会計検査院が159測量計画機関の1,434契約を検査したところ、農林水産省において、公共測量に該当する要件等についての周知や手続が適切に行われるための指導等を十分に行っておらず、全体の9割以上に当たる145測量計画機関の1,341契約で公共測量の手続を行っていないことが明らかとなった。

政府は、公共測量の成果を他の測量計画機関等が様々な用途に利活用できるようにするため、公共測量の手続を適切に行うよう測量計画機関に対して十分に指導又は助言を行うべきである。

11 公共事業の効率・効果性及び実施過程の透明性の向上について

国土交通省が実施する道路整備事業等の公共事業に係る事前評価は、行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく新規事業採択時評価に加え、同評価の前段階において実施される計画段階評価がある。多額の国費が投じられる公共事業については、事業化による費用対効果等を事前に分析した上で採否を決定する必要があるが、現状の費用対効果分析は、複数案の比較・評価や事業の必要性及び事業内容の妥当性を検証する計画段階評価ではなく、ルートや構造、事業費等が固まった事業化直前の段階である新規事業採択時評価において実施されることとなっている。

政府は、新たなインフラの整備に当たっては、中長期的な見通しを示した上で、地域への丁寧な説明を行うなど計画段階評価の更なる充実に努めるとともに、費用対効果分析の在り方を検討すること

により、公共事業の効率・効果性及び実施過程の透明性を一層向上させるべきである。

12 陸自新システム用に借り上げた端末等の不十分な使用状況について

陸上自衛隊は、指揮統制機能等を向上させるため、平成5年度から運用している陸自指揮システム（旧システム）の後継となる陸自クローズ系クラウドシステム（新システム）への移行を令和元年度から開始した。防衛装備庁は、陸上幕僚監部の調達要求に基づき、移行の間に一時的に不足した新システム用端末等を補完するため、旧システム用端末等を継続して借り上げる契約を締結している。会計検査院が検査したところ、新システムに移行予定の29駐屯地等に所在する部隊等の旧システム用端末等369台のうち91台が倉庫等に保管されるなどして適切に使用されておらず、調達目的を達成していなかったことが明らかとなった。

政府は、今後同様の事態が繰り返されることのないよう、各部隊等に対して端末の使用状況を定期的に報告させ、システムの換装時には配付する端末の使用目的等の周知を徹底させるとともに、今回指摘された事項及び対応策について各部隊への教育を実施することにより、再発防止に万全を期すべきである。

13 特別保存に付すべき事件記録の廃棄について

最高裁判所は、事件記録等保存規程第9条第2項に基づき、史料又は参考資料となるべき事件記録について、所定の保存期間満了後も特別に事実上の永久保存をすることとしている。令和2年3月に特別保存の運用要領を策定するよう全国の裁判所に周知するまで特別保存を適切に行うための仕組みが整備されておらず、各家庭裁判所において社会の耳目を集めた少年保護事件記録等の多くを特別保存に付すことなく廃棄していたこと、周知後も大分地方裁判所において特別保存に付していた民事事件6件の事件記録を4年2月に廃棄していたことが明らかとなった。

最高裁判所は、長らく特別保存の制度が形骸化し、歴史的価値のある事件記録が失われたことを重く受け止め、裁判所における事件記録の保存・廃棄の在り方についての調査・検討結果を踏まえ、事件関係者を含め、国民に説明を尽くすとともに、特別保存に付すこととした事件記録の将来にわたる適切な管理・保存を徹底すべきである。